

## 電子申請の受付開始について

令和5年2月1日から「医薬品等輸入確認情報システム」の運用が開始され、医薬品等（※）の輸入確認申請について、オンラインでの手続きが可能となりました。

（※）医薬品等とは、医薬品、体外診断用医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器、再生医療等製品です。  
毒物及び劇物の輸入確認申請は、電子申請の対象ではありません。

### 電子申請が可能な申請区分

- 個人使用のために輸入
- 医師等が治療に用いるために輸入
- 試験研究用に輸入

上記以外の申請区分（企業主体の臨床試験用に輸入など）は、電子申請の対象ではありません。

### 電子申請の手続案内

電子申請をご利用の方は、以下のURLからアクセスして、ご利用ください。

➤ [https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/iyakuhin/kojinyunyu/topics/index\\_00021.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iyakuhin/kojinyunyu/topics/index_00021.html)

※ご利用方法の詳細は、URL内の「利用方法（動画）」等をご覧ください。